明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百十四条の二十六第二項	第二十三条の二の二十三第七項
第百十四条の二十八第一項	第二十三条の二の二十三第四項又は第八項（これらの規定を同条第十一項
（略）	（略）
（略）	（略）
第百十四条の三十三第一項各号列記以外の部分	第二十三条の二の二十三第六項
（略）	（略）
第百十四条の三十三第一項第二号	第二十三条の二の二十三第一項又は第十一項
（略）	（略）
（新設）	（新設）
第百十四条の三十三第一項第三号から第五号まで	（略）
（略）	（略）
第百十四条の三十四第二項	第二十三条の二の二十三第三項（同条第六項
（略）	（略）
第百十四条の七十一第一号	第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認
（略）	（略）

3　外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第一項に規定するもののほか、第百十四条の七十四（第二号ハ及びニを除く。）、第百十四条の七十五、第百十四条の七十六（第一項第三号を除く。）、第百十四条の七十七及び第百十四条の八十（第一項を除く。）の規定を準用する。

4　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の七十四	
（略）	（略）
第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十一項	第二十三条の二の二十三第一項又は第六項

第百十四条の二十六第二項	第二十三条の二の二十三第七項
第百十四条の二十八第一項	第二十三条の二の二十三第四項又は第九項（これらの規定を同条第十五項
（略）	（略）
（略）	（略）
第百十四条の三十三第一項各号列記以外の部分	第二十三条の二の二十三第六項
（略）	（略）
第百十四条の三十三第一項第一号	第二十三条の二の二十三第一項又は第十五項
（略）	（略）
第二十三条の二の二十三第六項	第二十三条の二の二十三第九項
第百十四条の三十三第一項第二号から第五号まで	（略）
（略）	（略）
第百十四条の三十四第二項	第二十三条の二の二十三第七項（同条第十五項
（略）	（略）
第百十四条の七十一第一号	法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認
（略）	（略）

3　外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第一項に規定するもののほか、第百十四条の七十四（第二号ハ及びニを除く。）、第百十四条の七十五、第百十四条の七十六（第一項第三号を除く。）、第百十四条の七十七、第百十四条の七十八、第百十四条の七十九及び第百十四条の八十（第一項を除く。）の規定を準用する。

4　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の七十四	
（略）	（略）
第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項